

「Safework 向上宣言」とは？

宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する取組です。**是非ともご登録をお願いいたします！**

ご注意願います！

冬季における転倒災害防止の徹底をお願いします！

冬季は、視界不良、積雪や凍結などにより転倒災害が毎年多く発生しています。

大河原労働基準監督署管内において、令和5年に発生した44件の転倒災害のうち、16件(約37%)が冬季(12月、1月、2月)に発生しています(円グラフのとおりです。)

以下の点に留意していただき、冬季における転倒災害防止の徹底をお願いします。

天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めの対策をとりましょう。

時間に余裕をもって歩行、作業を行う

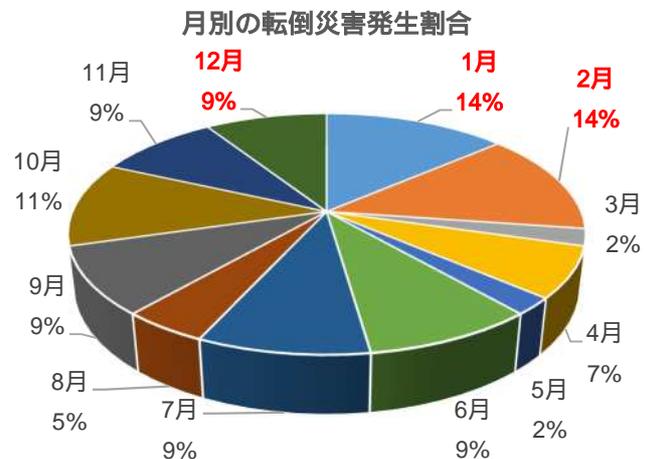
悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするよう心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する

駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょ。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょ。

職場の危険マップ作成、適切な履物選択、歩行方法などの教育を行う

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に周知しましょ。また、作業に適した履物選びや雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょ。



事業主の皆様へ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請の義務化について ～令和7年1月1日から～

令和7年1月1日から労働安全衛生関係の一部の手続について、**電子申請が原則義務化**されます。

なお、**労働者死傷病報告**については、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として報告事項も改正され、かつ、**電子申請が原則義務化**されます。

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用ください。



発行：大河原労働基準監督署（TEL：0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。